- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上 のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南相木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第118号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地 崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県佐久建設事務所及び小諸市役所に備え置きます。

令和6年3月4日

長野県知事 阿 部 守 一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
市町 2	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から6号までを順次結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線に囲まれた土地の区域	小諸市 " " " "	市町一丁目 " " 市町三丁目 市町一丁目		191番 7 地先道路敷 195番 187番 2 184番地先道路敷 200番 3 191番 7	1 号 2 号 3 号 4 号 5 号

砂防課



公告

県営北長池地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和6年3月4日

長野県知事 阿 部 守 一

1 縦覧に供する書類

県営北長池地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和6年3月5日から令和6年4月2日まで

3 縦覧の場所

長野市役所 (農地整備課)

農地整備課

公告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により、次の生産事業者を登録しました。 令和6年3月4日

報

長野県知事 阿 部 守 一

登録番号	生産事業者の 氏名及び住所	生産事業の内容	事業所の名称 及び所在地	
1408	倉谷 和芳 東筑摩郡山形村4800 番地	種穂の採取、精選 幼苗の育成、幼苗 以外の苗木の育成	倉谷 和芳 東筑摩郡山形村4800 番地	

森林づくり推進課